

短期の育児休業の保険料免除その他の健康保険法等の改正について

第 204 回国会にて「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律案」が可決、令和 3 年 6 月 11 日に公布され、これから順次施行されていきます。ゴシック () 内は施行日。

1. 後期高齢者関係

(1) 一定所得以上の窓口負担が 2 割へ(令和 4 年 10 月から令和 5 年 3 月までの間において政令で定める日)

現在、現役並み所得者(収入基準:課税所得が 145 万円以上または単独世帯年収 383 万円以上/夫婦 2 人世帯年収 520 万円以上)は 3 割負担ですが、施行後は、課税所得が 28 万円以上かつ単身世帯年収 200 万円以上(複数世帯の場合は後期高齢者の年収合計が 320 万円以上)(政令予定)の方の窓口負担が新たに 2 割になります。なお、既に長期に渡り通院している方(長期頻回受診患者等)への配慮措置として、施行後 3 年間、外来の窓口負担額の上限額が設定される予定です。

2. 国民健康保険関係

(1) 子どもに係る国民健康保険料等の均等割額の減額措置(令和 4 年 4 月)

世帯の未就学児に係る国民健康保険料等の均等割保険料の 5 割を減額する措置がなされます。

3. 健康保険・厚生年金保険関係

(1) 傷病手当金の通算化(令和 4 年 1 月)

現在は支給開始から 1 年 6 月と期間が決まっていますが、長期に渡り働きながら治療する場合の所得保障のために、休業した日単位で通算して 1 年 6 月までとするよう改正されました。経過措置として施行前日の令和 3 年 12 月 31 日において支給開始から 1 年 6 月を経過していない傷病手当金に適用され、施行日前に 1 年 6 月の支給期間が満了しているものは、旧法の適用となります。

(2) 任意継続被保険者の任意脱退(令和 4 年 1 月)

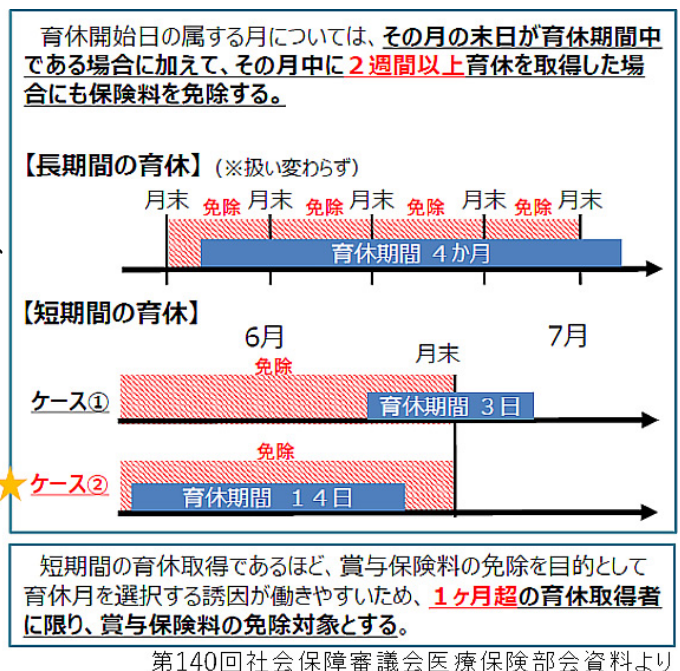
任意継続被保険者は自発的に被保険者でなくなることはできず、2 年間の被保険者期間を終えるか、新たに事業所等の健康保険にて資格取得をするか、などしか方法がありませんが、任意の脱退が認められるようになります。

(3) 健康保険組合による任意継続被保険者の標準報酬月額額の柔軟な設定(令和 4 年 1 月)

任意継続被保険者については退職時の標準報酬月額と保険者の平均標準報酬月額の低い方と定められています。健康保険組合はあらかじめ規約で定めた、平均標準報酬月額を超え退職時の標準報酬月額までの間で定めた額にできます。

(4) 短期の育児休業の保険料免除新設(右図)
(令和 4 年 10 月)

現在は月末時点で育児休業を取得している場合しか保険料免除とされませんが、同月内でも 14 日以上育児休業を取得していれば、その月の保険料は免除となります。ただし、育児休業の期間が 1 ヶ月以下だと免除は標準報酬月額に係る保険料に限られ、賞与の保険料は免除になりませんので注意が必要です。



その他、事業主保管の健康診断情報提供、財政関係、オンライン関係の改正があります。

ホームページ「開東社会」「かいとうしゃかい」で検索 <https://www.kaito-sr.com/>

Facebook ページ

<https://www.facebook.com/kaitosr.tokyo/>

※本記事の無断転載は禁止
しています。

社会保険労務士法人 開東社会保険労務事務所

〒160-0023 東京都新宿区西新宿 7-2-6 西新宿 K-1 ビル 7 階

TEL 03-3369-7411/8411

FAX Stop! 次回以降の FAX がご迷惑の場合は恐れ入りますがご連絡下さい。

FAX 03-3369-2711